

議案第181号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第246号の2中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同条第246号の3中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同条第275号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率」を「容積率又は各部分の高さ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第246号の2及び第246号の3の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、マンションの各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査を手数料を徴収する事務に追加すること、建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。